

令和8年3月18日

富田 宗一 議長

議会運営委員会 委員長 小澤 勝

議会運営委員会 行政視察報告書

本委員会は行政視察を実施しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1 視察期間・行程	令和8年1月15日（木）～16日（金） 詳細は別紙のとおり
2 視察先	岡山県 新見市議会 兵庫県 芦屋市議会
3 視察項目	新見市議会 政務活動費について 芦屋市議会 政務活動費について
4 視察者及び随行者	議会運営委員会委員 委員長 小澤勝 副委員長 馬嶋みゆき 委員 山内精一郎、三宅聡、朝井賢次、柴田利勝、 白井淳、浅井寿美 議長 富田宗一 議会事務局 議事課長 平賀昭吾
5 その他	なし

【政務活動費について】

<p>1 事業の目的及び経緯</p>	<p>本市の政務活動費は、年間15万円であり、昨今のIT、DXなどの経費が膨らんできており、また、市民の声を拾うにあたり、車で動くケースが出てきている、そうした経費の必要性や内容を精査する必要があるが出てきていることから、近年政務活動費を増額した新見市にその経緯と昨今増額する事への市の財政当局及び市民への理解をどのように得たのかを調査する。</p>
<p>2 事業の概要及び事業費</p>	<p>政務活動費は、地方自治法に基づき、地方議員の調査研究、研修、広報、住民相談などの「政務活動」に必要な経費の一部として自治体から会派や議員へ交付される金銭。使途の透明性が求められ、収支報告書の提出と公開が義務付けられている。本市の政務活動費は、年間15万円。 新見市は、年額60万円。</p>
<p>3 事業の効果</p>	<p>政務活動費の支出項目が増えることにより、議員活動に幅ができ、活動の範囲、内容に広がりが出る。</p>
<p>4 事業の現時点での課題及び今後の方向性</p>	<p>年間15万円で、1万2,500円/月となり、IT、DX、携帯通信費、交通費（ガソリン代）などの経費の支出が不可能で、市民のための調査及び訪問、面談等において自費での支出となっているのが現状、こうした経費の見直しにより、議員活動が活発となり、市民ニーズに答えやすくなるものと考ええる。</p>
<p>5 主な質疑・応答</p>	<p>Q：議員のなり手不足検討特別委員会で、議員報酬及び政務活動費の増額（月額3万円→5万円に）が決定されていますが、特別委員会でこの政務活動費の月額3万円を5万円に増額した経緯を教えてください。</p> <p>A：定数等検討特別委員会において、令和2年6月に議員定数を18人から16人に削減したが、報酬、政務活動費の関係のミッションが、宿題として残された。次の期に残された課題の検討をスタートしたが、コロナの時期と重なり、議会報告会、意見交換会が開催できなくなり、そのかわり、市民アンケートを取ることに</p>

になった。アンケートの中身は、議会報告会、意見交換会の在り方について、また、議会だよりをどうみているか、市政の課題は何かであり、さらに、同じころ議員のなり手不足が各地で話題となってそのことも聞いた。

なり手不足の原因は、「選挙にお金がかかる」、「報酬が少ない」、「議員年金がない」など経済的不安定のことが問題など、経済に関わる意見が多かった。

その後、報酬を上げることについて、議員の活動の充実なくして議員の報酬の引き上げはあり得ない、また、報酬を上げることは独りよがりである、などの意見は、全議員の共有認識であったので、まずは議会広報誌の改革、紙面改革、見える化（You Tube）を進めることになった。

総務省の研究会の1つに、議員の在り方研究会が設けられ、そこでは、なり手不足の要因分析を行っていたこともあり、次になり手不足を調査事項にして、報酬を引き上げることが共有し（R5. 11）、引き上げ額の検討を進めることとなった。（R5. 12）

報酬額を 38 万円、36 万円に引き上げる案の中で、36 万円を報酬として 2 万円分の引き上げ分を政務活動費の増額とすることで合意することに。

そのことについて、市民から声を聴くことで、議会だよりに掲載し、意見を求め、結果として 2 件のメールがあり、地元新聞に 1 件の投書が寄せられた。

それを踏まえて、R6. 3 の議会で、委員会発議で賛成多数で可決、2 人の少数意見が留保され、その結果については、議会だよりに再掲載した。

Q: 年額 36 万円→60 万円と大幅な増額のように考えられ、活動費の支出が可能とする項目の検討は行われたのか伺います。

A: 手引きを配布。

政務活動費について、どれが充当できるか、また充当したのちに按分するが、その按分は、個人生活と、議員生活、後援会活動の 3 つを基本に分類することになっている。

2 分の 1 や大きいもので 9 分の 1 のもの存在、かなり

厳しい査定を受けて報告書を作成。

IT関係、DX、パソコン、ネット関係、交通費の支出が多くなってきている中で、そんなに該当するものがない。要望がおおく、それが反映できる状態で2万円増額しようということが背景になってきていることは確か。

令和3年から6年までの政務活動費の収支報告書を見ると基準をオーバーした議員は、3人から4人。

20万円近いオーバーをして自己負担した方も見受けられる事例もあり、返金をすることが前提にしているので、金額が多くてもしっかりと活動してもらって、それが適用されるならそれでいいという考えであった。1円までの領収書を添付し、開示し、不用額は返金することが市民への理解を得るための担保だと理解している。

Q: 議員のなり手不足検討特別委員会を立ち上げ、対策として報酬や政務活動費の改定をされましたが、なり手不足の状況がどのような推移をたどったのか、また、議員の立候補の状況及び定数割れの現状があったのか伺います。

A: 第1期、平成17年定数24人、小選挙区を採用して39人の立候補

2期目から大選挙区、新見市全域に変更、定数22人の定数で、25人が立候補

3期目、定数18人変更、20人立候補、

4期目、定数18人定数、18人立候補で無投票。

5期目、定数16人定数、17人立候補

6期目、定数16人定数、17人立候補

法定数に達しないため、1人が当選無効となり、15人が現在議員として活動している。

6期の特徴は、年長議員が3人いてその方を含め6人が勇退し、新人の若手議員が4人出られた、大きな風を替える結果となり、報酬や政務活動費を引き上げたことで若い方が出やすくなったことは否定できない。

	<p>Q:なり手不足の要因として、報酬以外の要因をどう評価された上で、改定に着手されたのでしょうか。</p> <p>A:なり手不足調査特別委員会を立ち上げた際、調査項目で総務省の論点整理を参考にさせてもらった。できることをやっけていこうということで少しずつ進めている。</p> <p>Q:政務活動費の改定にあたり、使途は見直されたのでしょうか。</p> <p>A:制度改革検討Gで見直しの議論が少しずつ始まってきている。全議員に指定した項目を見直すアンケート等を行っている。いくつかの問題が出てきている。</p> <p>Q:市民モニターの報酬については、いかばかりか。</p> <p>A:議論が分かれたところであり、視察に行っても、1千円のクオカードなどで渡しているなどあったが、今は、1年間で1万円を支払っている。</p> <p>Q:増額の話になると財政当局と話し合いも出てくるが、財政当局からはどのような議論があつて、合意を得たのか。</p> <p>A:交渉については、議長が中心になって議会事務局も含めて話を進めており、議員を2人減らしていることで、後ろ盾になっている部分大きい。</p>
<p>6 考察 (所感・本市への提言等)</p>	<p>2つの市議会の共通な事項として、二元代表制である市議会の予算を、使わないから削るという観点は、2つの行政側にはない。政務活動はこのぐらいの予算が要りますよね、この範囲内で大いに活動していただくことが、市民福祉の向上につながるのではないかと、という観点が行政側にあり、この予算の組み立てになっていると感じた。政務活動費につい</p>

	<p>て議論していく上で、この観点を議論の中に交えて話をしていく必要があると考える。また、足りないから増やすのではなく、市民福祉の向上のために議員はもっともっと活動をするべきであり、そのための費用はこの金額がいると言ったところから議論すべきだと考える。</p> <p>全国的な議員のなり手不足で、議員の生活保障や活動範囲の拡充など、議員一人当たりの地理的範囲の広さなど、議員活動の見える化を示すうえで、活動費の拡充を実施している。報酬や政務活動費を引き上げることが、若い方が議会選挙に出やすくなったことは、新見市の事例からも否定できないと感じた。</p>
<p>7 その他 (特記事項等)</p>	<p>新見市では、「なり手不足特別委員会」・「議会改革特別委員会」を設置して市民アンケートを実施し、なり手不足の大きな課題は、議員の生活保障が課題として公費負担で行える判断に基づき政務活動の増額を行った。政務活動費は月5万円、年間60万の枠組みで、議員報酬と政務活動費を議会で決定している。</p>

【政務活動費について】

<p>1 事業の目的及び経緯</p>	<p>本市の政務活動費は、年間15万円であり、昨今のIT、DXなどの経費が膨らんできており、また、市民の声を拾うにあたり、車で動くケースが出てきている、そうした経費の必要性や内容を精査する必要が出てきているため。</p> <p>また、芦屋市は、マニュアルを作成し使途の透明性や充当において、細かく記載をしているため、参考にできることがあると考える。</p>
<p>2 事業の概要及び事業費</p>	<p>政務活動費は、地方自治法に基づき、地方議員の調査研究、研修、広報、住民相談などの「政務活動」に必要な経費の一部として自治体から会派や議員へ交付される金銭。使途の透明性が求められ収支報告書の提出と公開が義務付けられている。本市の政務活動費は、年間15万円。</p> <p>芦屋市は、月額7万円、年間84万円。</p>
<p>3 事業の効果</p>	<p>政務活動費の支出項目が増えることにより、議員活動に幅ができ、活動の範囲、内容に広がりが出る。</p>
<p>4 事業の現時点での課題及び今後の方向性</p>	<p>年間15万円で、1万2,500円/月となり、IT、DX、携帯通信費、交通費（ガソリン代）などの経費の支出が不可能で、市民のための調査及び訪問、面談等において自費での支出となっているのが現状。</p> <p>こうした経費の見直しにより、議員活動が活発となり、市民ニーズに応えやすくなるものと考え。</p>
<p>5 主な質疑・応答</p>	<p>Q:2013年にマニュアルを策定した背景には、どのようなものがあったのでしょうか。</p> <p>A:政務調査費において、住民の関心が高まっていたことと、より厳格な取扱い、使途の明確さ透明さからマニュアル作成の声が上がり、代表者会で協議を重ねた。その後、自治法が改正され、政務活動費に名称が変更され、その時に政務活動費が充てることのできる定義の範囲が条例で定められ、議長に使途の透明性の確保の努力義務を課す旨の規定が追加された。改めて政務</p>

活動費のマニュアル作成を行った。

Q:マニュアルを策定したことによる議員や事務局への効果・影響はいかがでしょうか

A:策定したことによって、議員側についても事務局への確認の手間が省かれるようなメリットがあり、事務局としても判断基準が統一されることにおいて、公平性の担保であったり、異動する場合の引継ぎへの効率化や問い合わせの時間の短縮であったりする。

Q:議会において「政務活動のあり方」を検証し、検討を行った理由について、伺います。

A:1回目の改訂を平成27年度に行い、この時の改訂のきっかけとしては、HP上に政務活動費の領収書の公開を求める陳情書が提出され、その採択がきっかけとなった。前後するが平成26年に県議の政務活動費の不正利用が問題となり全国的に政務活動費の在り方が問われることから、芦屋市議会でも、公開することになった。平成28年度からHP上に公開することを決定し、併せて政務活動費のマニュアルの改訂も行った。2回目の改訂は、平成30年度に行っているが、それは、平成29年度議会基本条例検証会議で政務活動費に関して意見が出され、指針、使途基準、マニュアルなど見直しの必要性や具体的な内容の検討について、検証会議からの諮問を受けたことによるきっかけとなった。3回目の改訂は、令和4年度に行っています。政務活動費の在り方検討会議を任期最後の4年目に行っており、会議体を設置し随時見直しを行っています。

Q:会派や議員から出された見直しの課題をどのように集約し、優先順位付けを行い検討したのですか。

A:会派と会派に所属しない議員に政務活動費に関する課題についてのシートを提出してもらい、課題の収集を行っている

	<p>令和4年度については、政務活動費の収支報告書の提出の際に議員から事務局に寄せられた質問も含めて課題を整理することにしていました。</p> <p>Q: マニュアル改定後、議員や事務局にどのような研修・周知を行ったのですか。</p> <p>A: 平成31年度は、冊子にして配布しましたが、令和5年は、データをサイドブック스에保存して閲覧できるようにした。 検証会議の委員から各会派に説明を行ってもらうようにしているのと、全体協議会で皆さんにお知らせしているの、それをもって周知としている。 事務局職員は、会議に入っているの、特に研修は実施していない。</p> <p>Q: 今回視察の目的の一つに、携帯電話通信費と調査研究費のガソリン代が実費充当となっていますが、性質上、活動費に充てられることが難しい項目と認識していますが、どうして活動費支出が可能となったのでしょうか。</p> <p>A: 携帯電話通信費と調査研究費のガソリン代については、実費充当ではなく、支払い額の2分の1以内でガソリン代は、1人1月5千円を上限としている。携帯電話通信費については、本体価格に通信費の月割り分が含まれる場合は、本体価格を除く通信料のみが対象となっている。</p>
<p>6 考察 (所感・本市への提言等)</p>	<p>2つの市議会の共通な事項として、二元代表制である市議会の予算を、使わないから削るという観点は、2つの行政側にはない。政務活動はこのぐらいの予算が要りますよね、この範囲内で大いに活動していただくことが、市民福祉の向上につながるのではないかと、という観点が行政側にあり、この予算の組み立てになっっていると感じた。政務活動費について議論していく上で、この観点を議論の中に交えて話をしていく必要があると考える。また、足りない</p>

	<p>から増やすのではなく、市民福祉の向上のために議員はもっともっと活動をするべきであり、そのための費用は、この金額がいたるところから議論すべきだと考える。</p> <p>2013年マニュアルを策定し、議員側についても事務局への確認の手間が省けるメリットがあり、事務局としても判断基準が統一されたことにおいて、公平性の担保であった問い合わせの時間の短縮がされている、こうしたことから、本市において、マニュアルの作成を本市においては、行う必要があると感じた。</p>
<p>7 その他 (特記事項等)</p>	<p>芦屋市は、平成13年に「芦屋市議会活動費の交付に関する条例」及び「芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」を制定し、会派及び会派に属さない議員に対し、10項目に渉る項目に振り分け政務活動費を月7万円の交付を実施している。また、経費に電話通信費やガソリン代が定額制として上限5千円で2分の1が経費参入できる制度が新見市と同じように設けられている。</p>